

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から58年1月まで
② 昭和58年3月から59年11月まで
③ 昭和62年5月から平成5年3月まで
④ 平成5年6月から10年3月まで
⑤ 平成10年6月から12年5月まで

私は、毎月町役場に行き、国民年金保険料を納付していたが、申請免除の制度も知らないにもかかわらず、申立期間が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、平成2年4月及び同年5月については、申立人が保管している2年7月の支出一覧を記載したメモに、「年金1.7万（2か月分）」との記載があり、この金額は平成2年度の国民年金保険料額の2か月分と合致する上、その他の記載内容や紙質及び筆跡に不自然な点は見られず、申立人のメモを作成した当時の生活状況等の説明内容からみて、2か月分の国民年金保険料を納付していたことを否定することはできないと考えられる。

また、申立人の全納付済期間（合計6か月）は、昭和41年4月及び同年5月、平成5年4月及び同年5月、10年4月及び同年5月と、いずれも4月及び5月の保険料を納付していることから、申立人のメモに記載している2か月分の国民年金保険料は、当年度の4月及び5月の保険料であると考えられるのが自然である。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料は郵便局で1か月ごとに納付を行っていたと主張しているが、当時、A市の

指定金融機関に郵便局は含まれていなかったことから、郵便局では保険料を納付できない上、当該期間の国民年金保険料の納付書は、3か月ごとの納付書であったことから、申立人の主張と相違するなど、当該期間について、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③のうち、昭和62年5月から平成2年3月までの期間及び2年6月から5年3月までの期間については、申立人の所持する2年7月の支出メモの前後の期間のメモにおいて、同様に保険料を納付したものと考えられる記載は無い上、申立人は、昭和62年5月に会社を退職後、国民年金の加入手続は、現在の場所にある旧B町役場（現在は、A市C支所）に行き、国民健康保険課の隣の窓口が国民年金課であったので、同時に加入手続を行ったと主張しているところ、B町役場が現在の場所に移転したのは63年以降であり、当時国民健康保険課と国民年金課は隣同士ではなかったと元職員が証言していることから、申立人の記憶は曖昧であり、退職直後から国民年金に加入し、保険料を納付したという申立人の主張は認め難い。

申立期間④について、申立人は、友人と一緒に保険料を納付したと主張しているが、当該友人は、当時60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失している上、申立人は平成8年に生活が苦しくなり家を競売したと記憶していることなど、申立内容に不自然な点が見られる。

申立期間⑤については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納業務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えざるを得ない上、ほかに申立期間⑤について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主は、申立人が昭和21年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和17年3月から23年3月までA社のB営業所に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B営業所（以下「B営業所」という。）に継続して勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶する同僚10人について、申立人同様、当時、B営業所の適用事業所であった同社C営業所（以下「C営業所」という。）又は同社D営業所（以下「D営業所」という。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にて氏名が確認できることから、申立人の申述内容は信憑性^{びよう}があり、当該期間について、B営業所に勤務していたと推認できる。

また、申立人の申立期間に係る資格の喪失及び取得に係る処理は、申立人の勤務先であるB営業所における厚生年金保険の事務を担当していた事業所がC営業所からD営業所に変更になったことによるものと考えられるところ、D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人及び申立人がB営業所の同僚として名前を挙げた10人がいずれも昭和21年9月1日にD営業所において資格取得していることが確認できることから判断すると、同年9月1日付けで変更があったものと推認される。

一方、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 21 年 8 月 1 日に C 営業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日に D 営業所で同資格を取得していることが確認できるが、申立人の C 営業所に係る資格喪失日について、オンライン記録に年金記録を収録する際に元の記録となった C 営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿からみると、申立人が B 営業所の同僚として挙げた前述の 10 人のうち 6 人及び申立人の資格喪失日（先頭者に資格喪失日が記載され、他の 6 人には申立人を含め「〃」表示が付されている。）は 21 年 8 月 1 日とも、同年 9 月 1 日とも判読できる不鮮明な記録となっているところ、オンライン記録に年金記録が収録されていない 2 人を除く 4 人のオンライン記録では、21 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの被保険者資格を確認できる上、管轄の年金事務所は、前述の C 営業所の被保険者名簿以外にこの期間に係る被保険者名簿を有していないことから、当該同僚に係る C 営業所の資格喪失日を同年 9 月 1 日として収録したものであると考えることが自然であり、申立人の資格喪失日も同様に、同日で収録すべきものであったと考えられ、社会保険事務所が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って記録した可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、C 営業所は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 21 年 9 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、C 営業所の被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額の記録から、150 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 26 日から 39 年 7 月 25 日まで
② 昭和 39 年 7 月 28 日から 41 年 3 月 29 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 10 日から 43 年 2 月 21 日まで
④ 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 27 日まで

申立事業所を突然解雇され、その後同事業所に行ったことは無く、脱退手当金の支給決定日頃は妊娠 8 か月であり、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある 2 事業所に係る 9 か月の被保険者期間が未請求となっており、これを申立人が失念するとは考え難い上、4 事業所に係る 4 回にわたる申立期間と未請求となっている被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後で管理されている女性 67 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に同資格を喪失した 2 年以上の厚生年金保険被保険者期間を有する 25 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人のみとなっている上、上記受給資格者のうち、回答が得られた 4 人はいずれも会社から脱退手当金についての説明を受けていないとしていることから、事業所による代理請求が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間における脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 27 日から 42 年 3 月 4 日まで
② 昭和 42 年 8 月 12 日から 43 年 4 月 16 日まで

年金記録によると、A社B工場を辞めた後、昭和 43 年 6 月に脱退手当金を受給した这件事情になっているが、請求や受給した覚えは無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立人が、申立期間を含む4回の被保険者期間のうち2回の申立期間のみを請求し、申立期間の前にある2事業所30か月に及ぶ被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所であるA社B工場の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月経過後の昭和43年6月11日に支給決定されていることが確認できること、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後65人の女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、受給資格を有している者の中で、同社を最終事業所として受給しているのは申立人を含め2人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 7 月 2 日から同年 12 月 26 日まで
③ 昭和 38 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 4 月 5 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 38 年 10 月 8 日から 39 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

申立期間は、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続きを行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある6か月の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い上、6回にわたる申立期間と未請求となっている被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人が脱退手当金を受給したと記録されている最終事業所において被保険者資格を有する41人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす5人の支給記録を確認したところ、受給者は申立人のみとなっている上、当該事業所における複数の同僚は、事業主から脱退手当金の制度の説明を受けたことが無いと証言していることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間における脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は18万9,000円、同年12月10日は24万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年7月2日に訂正され、当該期間のうち、19年6月29日は18万9,000円、同年12月10日は24万7,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書及び事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は18万9,000円、同年12月10日は24万

1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額は、前述の給与明細書及び給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成 19 年 6 月 29 日は 18 万 9,000 円、同年 12 月 10 日は 24 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち昭和 50 年 5 月 1 日から 52 年 3 月 1 日までの期間について、申立人が 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、52 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 5 月から同年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 51 年 9 月までは 10 万 4,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 11 万 8,000 円、同年 12 月から 52 年 2 月までは 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで
昭和 49 年 4 月から 52 年 4 月まで A 社に勤務していたのに厚生年金保険の記録が確認できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 50 年 5 月 1 日から 52 年 3 月 1 日までの期間については、申立人の申述内容に加え、A 社における同僚が、申立人は 51 年 7 月以降も同社に勤務していたと証言している上、申立人の元妻が、「申立人は、昭和 52 年 3 月末日までとの記憶は無いが、同年 3 月のいずれかの日まで同社に勤務していた。」と証言しているところ、その元妻の証言は具体性があり、かつ申立人の主張とも符合し、信憑性も高いことから申立人が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人の申述及びオンライン記録等により、当時の従業員数は約 7 人から 8 人であったと確認できるところ、申立期間及び申立期間前後に勤務していた 6 人（申立人を除く）は、「自らの勤務期間の終期は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。」と回答していることから、A 社においては、ほぼ全ての従業員を退職まで厚生年金保険に加入させていたものと考えられ

る。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年 5 月 1 日から同年 8 月 18 日までの期間について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、同社に係る厚生年金保険被保険者整理番号（事業所番号＊）の＊番及び＊番が欠落しており、同社の整理記号と類似する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、整理番号（事業所番号＊）の＊番及び＊番に収録が確認でき、このうち＊番において、申立人と生年月日が同一であり読み方が「C」（申立人は「D」）となっていることが確認できる。

加えて、B 社に係る厚生年金保険被保険者整理番号は 1 番から 18 番まで連続しており、その次に＊番と＊番が収録されていることが確認できることから、社会保険事務所が誤って、申立人を B 社の被保険者として収録したことが推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主が申立人のみ昭和 50 年 8 月 18 日に被保険者資格を喪失させる旨の届出を行ったとは考え難く、事業主は、申立人が A 社において、同年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、52 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、B 社のオンライン記録及び申立期間当時の同僚の標準報酬月額の記録により、昭和 50 年 5 月から同年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 51 年 9 月までは 10 万 4,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 11 万 8,000 円、同年 12 月から 52 年 2 月までは 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日までの期間については、前述の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等からは申立人の名前は確認できない上、当時の事業主や同僚等の証言も得られないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、オンライン記録により、49 年 6 月 6 日に、申立人の父親の被扶養者となっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人も同年 3 月に帰郷したと主張しており、前述のとおり、当時の事業主や同僚等の証言も得られない上、A 社に勤務していたとする申立人の記憶も曖昧であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び19年2月5日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日を18年3月1日とし、資格喪失日を19年2月5日とすることが必要である。

なお、昭和18年3月から19年1月までの標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 2 月 1 日から 19 年 2 月 5 日まで

私は、昭和 18 年 2 月から海軍に入隊した 19 年 2 月 5 日まで、徴用により第 7 期生として、A 社 B 事業所で働いていたが、厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B事業所に勤務していたと申し立てているところ、昭和18年3月1日に同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年5月8日に資格を喪失している同僚から、「申立人と同じ時期に入社し、勤務実態も同一であり、申立人は海軍に入隊するため、自分より早く事業所を退社した。」との証言が得られ、申立人も海軍入隊のため、19年2月5日まで同社に勤務したと申し立てており、厚生労働省が保管する旧海軍における人事記録（履歴原票）の日付からも入隊日が同年2月5日であることが確認できることから、当該期間について、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚と同時に入社し、勤務形態も同一であった同僚3人が、A社B事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できることから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

さらに、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同名簿に整理番号は付されておらず、厚生年金保険被保険者記号番号は順不同に割り当てられていることから、申立期間当時における同名簿の管理状況が適切であったとは認め難く、保管されている同名簿が申立期間当時の全ての厚生年金保険被保険者の加入記録を網羅しているとは言い難い状況である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が昭和18年3月1日に被保険者資格を取得し、19年2月5日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人と同一の勤務形態であったとみられる同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月から同年6月まで
平成15年7月21日に銀行預金から7万円を下ろし、手元にあった金と合わせ国民年金保険料7万9,800円をA郵便局で納付したが、申立期間が保険料納付期間とされていない。申立期間を国民年金保険料納付期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成15年7月21日に銀行預金から7万円を下ろし、手元にあった金と合わせ国民年金保険料7万9,800円をA郵便局で納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間は申請免除期間であり、追納の申出がなされた記録は確認できない上、申立人も追納の申出に関する記憶は定かではないとしている。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する郵便局における収納記録を確認したところ、株式会社ゆうちょ銀行B事務センターでは、申立期間の前後（平成14年10月から同年12月までの期間及び15年7月から同年10月までの期間）については、申立人に係る領収済通知書が確認できるものの、申立期間については、申立人に係る領収済通知書が確認できなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 2 月までの期間及び同年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月から 61 年 2 月まで
② 昭和 61 年 9 月から同年 11 月まで

私は、退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後はすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録により、昭和 60 年 9 月 11 日から 61 年 3 月 1 日までの期間及び同年 9 月 24 日から同年 12 月 26 日までの期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成 8 年 1 月 17 日に追加されていることが確認できることから、申立期間①及び②は当時、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 7 月 1 日にA社を設立し、同年 12 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となり、私自身同時期から厚生年金保険に加入していたのに、申立期間について、私の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

申立期間についても社会保険の適用事業所として保険料も支払っていたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間を通して同社の代表取締役であったことを確認でき、また申立人が所有する申立人名義の通帳記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 2 月、同年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から 62 年 12 月までの期間に同社から給与が支給されていたことを確認できることから、申立人は当該期間を通して同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、昭和 62 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、昭和 62 年 12 月 1 日より前からA社に勤務していたとして、申立期間において同社の取締役であった申立人の妻が名前を挙げた従業員のうち、同社において厚生年金保険の記録を有する 6 人は、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、このうち複数の従業員は、「昭和 62 年 11 月 30 日までは、事業所は社会保険に加入しておらず、社員は全員同保険に加入していなかった。」旨供述している。

さらに、申立人から提出された申立人及びA社名義の銀行の通帳記録からは、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除及び同保険料が社会保険事務所（当時）へ納付されたことがうかがえる出納記録は確認できない。

加えて、事業所には、厚生年金保険の適用事業所としての届出状況及び申立人の厚生年金保険の資格取得について確認できる資料は残っていない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 7 月 1 日にA社を設立し、同年 12 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となり、私自身同時期から厚生年金保険に加入していたのに、申立期間について、私の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

申立期間についても社会保険の適用事業所として保険料も支払っていたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間を通して同社の取締役であったことを確認でき、また申立人が所有する申立人名義の通帳記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 9 月から 62 年 12 月までの期間に同社から給与が支給されていたことを確認できることから、申立人は当該期間を通して同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、昭和 62 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、昭和 62 年 12 月 1 日より前からA社に勤務していたとして、申立人が名前を挙げた従業員のうち、同社において厚生年金保険の記録を有する 6 人は、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、このうち複数の従業員は、「昭和 62 年 11 月 30 日までは、事業所は社会保険に加入しておらず、社員は全員同保険に加入していなかった。」旨供述している。

さらに、申立人から提出された申立人及びA社名義の銀行の通帳記録からは、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除及び同保険料を社会保険事務所（当時）へ納付したことがうかがえる出納記録は確認できない。

加えて、事業所には、厚生年金保険の適用事業所としての届出状況及び申立人の厚生年金保険の資格取得について確認できる資料は残っていない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 737 (事案 133 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 15 日から 23 年 5 月 1 日まで
昭和 21 年 3 月 15 日から 23 年 4 月 30 日までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、i) 厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後に支給が決定され、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないこと、ii) 年金事務所が保管するA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後のページに記載された受給資格者4人全員が脱退手当金を受給しており、かつ、退職日から3か月以内に脱退手当金を受給していることから、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、脱退手当金制度があったことも知らないのに、脱退手当金を受給していないとの主張を認めほしいと再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 8 月 1 日まで
私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額について、年金事務所の記録と実際の給与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間に係る給与について、B労働組合の専従役員を退任し、A社に復帰した平成 10 年 10 月のみ 38 万円であり、管理職に任用された同年 11 月には 47 万円に変更されたと主張している。

しかしながら、申立人が提出した平成 11 年 7 月分の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、A社は、「平成 11 年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、取得時決定に係る報酬月額を 38 万円と記載し、申立期間について標準報酬月額 38 万円に見合う保険料額を控除したと思う。」と回答している。

また、A社が加盟するC健康保険組合が管理する申立人に係る適用台帳から確認できる申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。